

A 3 - 2 8

5 年 保 存 (常)
(平成34年12月31日まで)

F N . A 3 - 2 - 0

鹿 相 第 1 5 2 号

鹿生企 第 7 8 1 号

鹿 地 第 5 1 4 号

鹿 少 第 1 2 5 号

鹿 環 第 2 1 6 号

鹿刑企 第 1 6 1 号

鹿捜一 第 1 7 2 号

鹿捜二 第 2 4 6 号

鹿組対 第 1 7 1 1 号

鹿交指 第 1 5 2 号

鹿 公 第 1 7 7 号

平成 2 9 年 1 2 月 2 2 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本 部 長

担当	被害者支援係	Tel	
----	--------	-----	--

鹿児島県警察指定被害者支援要員制度実施要領の改正について（通達）
事件発生直後の初期的段階から、犯罪被害者及びその家族・遺族に対する支援を充実させるための施策については、「鹿児島県警察指定被害者支援要員制度実施要領について（通達）」（平成29年10月13日付け鹿相第116号ほか。以下「旧通達」という。）に基づき、捜査過程における二次的被害の防止及び精神的な被害の回復・軽減に努めてきたところであるが、この度、総合事件管理システムの導入に伴い別添のとおり鹿児島県警察指定被害者支援要員制度を定め指定被害者支援要員の適正な運用・管理を行うことにしたので、職員に周知徹底し、適正かつ効果的な運用に努められたい。

なお、この通達は平成30年1月1日から施行し、旧通達は平成29年12月31日限り廃止する。

別添

鹿児島県警察指定被害者支援要員制度実施要領

第1 目的

この要領は、犯罪被害等による精神的、肉体的及び経済的負担の早期軽減の重要性に鑑み、事件発生直後の初期的段階から、犯罪被害者及びその家族・遺族（以下「被害者等」という。）に対する支援（以下「被害者支援活動」という。）を充実させるため、指定被害者支援要員（以下「支援要員」という。）として指定された職員の運用に関し必要な事項を定め、もって被害者等の二次的被害の防止及び精神的な被害回復・軽減に努め、あわせて、被害者支援活動を通して被害者等との信頼関係を形成し、被害者等の捜査活動への積極的な協力を確保し、円滑な捜査業務の推進を図ることを目的とする。

第2 実施体制

1 総括責任者

- (1) 本制度を総括的に推進するため、警察署及び高速道路交通警察隊（以下「警察署等」という。）に総括責任者を置く。
- (2) 総括責任者には、警察署にあっては警察署長、高速道路交通警察隊にあっては隊長をもって充てる。
- (3) 総括責任者は、この制度の運営に関する総括的な指揮を行うものとする。

2 運用責任者

- (1) 総括責任者の指揮の下、この制度の効果的な運営、管理を図るため、警察署等に運用責任者を置く。
- (2) 運用責任者には、警察署にあっては警務課長、高速道路交通警察隊にあっては副隊長をもって充てる。
- (3) 運用責任者は、総合事件管理システム（以下「システム」という。）を活用し、被害者支援活動の効果的な運用管理に努めるとともに、本制度の運用状況について相談広報課被害者支援室（以下「被害者支援室」という。）と連携を図るものとする。

3 実施責任者

- (1) 総括責任者の指揮の下、支援要員の適切な運用に努めるため、警察署等に実施責任者を置く。
- (2) 実施責任者には、警察署にあっては対象事件を捜査する課の課長、高速道路交通警察隊にあっては、総括責任者が選任する者をもって充てる。
- (3) 実施責任者は、システムを活用し、被害者等に対する支援要員の指名及び支援活動の指揮、管理を行うものとする。

なお、執務時間外の実施責任者の任務は、警察署にあっては当直主任

が、高速道路交通警察隊にあつては各班の統括係長等が代行するものとし、事後速やかに実施責任者に支援活動の内容を報告するものとする。

4 支援要員の指定

支援要員は、実施責任者が所属における警部補の階級にある職員（同相当職の一般職員を含む。）以下の全職員（留置部門を除く。）をあらかじめ指定しておくものとする。

第3 支援実施対象者

1 支援要員が対応する被害者等は、次の各号に掲げる事件（以下「対象事件」という。）の被害者等とする。

- (1) 別表第1に掲げる身体犯
- (2) 別表第2に掲げる重大な交通事故事件
- (3) 人身安全関連事案を含むその他の事件のうち、警察署長等が支援要員による被害者支援活動を必要と認めるもの

2 警察署長等は、対象事件のうち、次の各号に掲げる場合は、事件主管課長と協議の上、支援要員を指名しないことができる。

- (1) 被害者等が被疑者又は加害関係者となるおそれがあるとき。
- (2) 自己の過失等により、自身がその被害を被ったとき。
- (3) その他、当該犯罪被害につき、その責めに帰すべき事情が認められるとき。

第4 支援要員の指名等

1 支援要員の指名

(1) 実施責任者は、対象事件が発生した際は、総括責任者の指揮を受け、対象事件の被害者等を担当する支援要員を速やかに指名するものとする。この場合において、指名する支援要員（以下「指名要員」という。）は、被害者支援に関する教養等を受けている職員とし、警察署にあつては対象事件の捜査を主管する係の代理以上の職にある者が、高速道路交通警察隊にあつては各班の統括係長が指名することとする。

なお、指名要員については、システムに登録すること。

(2) 指名要員は、「鹿児島県警察被害者連絡実施要領の改正について（通達）」（平成29年9月29日付け鹿刑企第117号ほか。以下「被害者連絡実施要領」という。）に規定する事件担当捜査員を兼ねることができるものとする。

(3) 対象事件の内容、被害者等の事情等を勘案して、一人の被害者等に複数の支援要員を指名することができるものとする。この場合において、指名要員の中から1人を責任者に選定して、支援要員相互の任務の調整に当たらせるものとする。

複数の支援要員の指名は、警察署にあっては対象事件の捜査を主管する係の代理以上の職にある者が、高速道路交通警察隊にあっては各班の統括係長が指名することとする。

なお、指名要員については、システムに登録することとする。

- (4) 性犯罪の被害者に対しては、被害者の希望する性別の警察職員等を指名すること。

特に、女性の被害者で、同性の警察職員等を希望した場合は、鹿児島県警察性犯罪指定捜査員運用要領に規定する「性犯罪指定捜査員」に指定された者を優先的に指名することとし、「性犯罪指定捜査員」の配置のない警察署においては、女性警察官又は女性一般職員を指名することができるものとする。

- (5) 実施責任者は、地域課員を支援要員として指名する場合、夜間の勤務体制、空き交番、新任警察官に対する指導体制、長期転用勤務の抑制等を十分に考慮の上、総括責任者の指揮を受け指名すること。
- (6) 他所属から応援を得て捜査を行っている捜査本部設置事件、合同又は共同捜査事件等のうち、被疑者が検挙され、又は検挙が予定されている事件においては、当該応援職員の応援期間が被疑者の起訴後まで予定されている場合に限り、同職員を支援要員に指名することができるものとする。
- (7) 当直中に対象事件が発生した際は、当直主任が当直員の中から一次的に支援要員を指名し、行った任務について事後に総括責任者に報告するものとする。

また、一次的に指名した支援要員を変更するときも、確実に総括責任者に報告後、変更するものとする。

なお、当直員の中から指名ができないときは、総括責任者の指揮を受け適任者を指名し、招集して対応させるものとする。この場合において、確実にシステムに登録の上、支援活動内容を管理することとする。

2 指名の期間等

(1) 指名期間

総括責任者は、被害者等からの支援活動継続の希望及び精神状態、捜査の進捗状況、関係機関・団体による支援活動状況等を勘案して、指名期間を決定すること。

(2) 集中支援期間

支援要員を指名した日からおおむね1週間は、集中的に被害者支援活動を実施する期間とする。

(3) 再支援の実施

総括責任者は、一度支援を終了した後、再び支援要員による被害者支援活動の必要性を認めるときは、被害者等に対する支援を再開することができるものとする。

3 指名の変更

指名要員が人事異動、疾病その他やむを得ない事由により被害者支援活動を実施することができなくなったときは、実施責任者は、総括責任者の指揮を受け新たに支援要員を指名するものとする。この場合において、支援要員を変更した場合、後任者をシステムに登録する手続を執ることとする。

なお、現に被害者支援活動を行っている支援要員を変更する際は、被害者等に不安を与えたり、相手の誤解による紛議を生じさせないように細心の注意を払うこと。

4 指名の解除

- (1) 実施責任者は、被害者等が今後の支援活動の継続を希望しない場合、又は被害者支援活動を行う必要がなくなつたと認められる場合は、総括責任者の指揮を受け、支援要員の指名を解除することができるものとする。
- (2) 総括責任者は、被害者等の希望又は精神状態、捜査の進捗状況、関係機関・団体等による支援活動状況等を勘案して、指名解除の可否を判断するものとする。
- (3) 実施責任者は、指名の解除に当たっては、指名を解除されることとなる指名要員から被害者等に対し、今後の捜査、公判の予定、各種相談窓口等について説明させるほか、被害者等の意向に基づき関係機関・団体等に被害者等の支援を要請するなどの措置を講じ、指名の解除によって被害者等が不安を抱き、又は孤立することがないようにするものとする。

第5 被害者連絡実施要領との関係

鹿児島県警察被害者連絡実施要領に規定する被害者連絡実施要領による被害者等に対する捜査状況等の連絡は、支援要員が指名されている場合には、当該支援要員が実施するものとする。

なお、支援要員の任務の解除に当たっては、それまで被害者連絡担当官と兼務していた場合、被害者連絡実施要領に基づき、以後の被害者連絡に間隙が生じないようにすること。

第6 支援要員に指名された者の任務等

1 任務

指名要員は、次の各号に掲げる被害者支援活動等を行うものとする。

- (1) 被害者の救護、事情聴取等

- ア 被害者の救護
- イ 被害者との接触による安心感の醸成
- ウ 事情聴取，事件手配等の初動措置
- (2) 病院への付添い及び医師との連携
 - ア 医師の早期診察が必要な場合の病院の手配，付添い
 - イ 医師に対する証拠資料採取，感染症検査，避妊処置等の依頼
- (3) 証拠資料の採取又はその補助
- (4) 証拠資料の押収，還付又はその補助
- (5) 被害届，供述調書等の書類作成又はその補助
- (6) 検証・実況見分の付添い
 - ア 検証・実況見分の立会い，付添い
 - イ 自宅への送迎等
- (7) 被害者支援室発行の「被害者の手引き」又は「交通事故の被害者とその家族のために」の交付及び同記載内容に基づく必要事項の説明
 - ア 公判までの手続等の説明
 - イ 犯罪被害給付金制度等各種制度の説明
 - ウ 相談窓口等の説明
- (8) 被害者連絡(被害者連絡制度における被害者連絡を含む。)
 - ア 定期的な被害者連絡の実施
 - イ 被害者連絡担当係，事件担当捜査員との連携
- (9) 被害者等からの相談への対応
 - ア 精神的苦悩等に関する相談の受理
 - イ カウンセリングに関する本部主管課との協議
 - ウ カウンセリング実施場所までの送迎等
- (10) 各種公費負担制度の教示
- (11) 関係機関・団体に対する連絡・調整・依頼
- (12) 上司への報告及び他の捜査員との連携
- (13) 長期にわたる被害者等のケア
 - ア 被害者連絡の継続
 - イ 保健・福祉機関の紹介
 - ウ 公判の過程等の説明，必要に応じた公判への付添い
- 2 任務に当たっての配意事項
 - (1) 被害者等の尊厳及び円滑な捜査業務の確保

支援要員は，被害者等に敬意といたわりの情を持って接し，被害者等の尊厳を傷つけることのないように留意し，被害者等の二次的被害の防止及び精神的被害の回復軽減に努め，かつ，円滑な捜査業務の推進を図

るものとする。

(2) 他機関等との連携

警察で対応できない分野の相談、治療行為等の申出が被害者等からなされた場合は、関係する機関・団体等と連携して適切な対応に当たるものとする。

(3) カウンセリングの手配

カウンセリングを実施する必要がある場合は、被害者等が希望する専門家（精神科医師、臨床心理士等）によるカウンセリングを最優先とし、被害者支援室と連携を図るものとする。

(4) システムへの登録

支援要員は、被害者支援活動を実施した都度、システムにその内容を登録することとする。

第7 報告

1 被害者支援活動開始時等の報告

対象事件について、支援要員を指名し、被害者支援活動を開始した場合は、システムに必要事項を登録の上、指定被害者支援要員運用状況報告書（別記第1号様式。以下「運用状況報告書」という。）により、運用責任者を経て総括責任者に報告するものとする。

なお、対象事件のうち、支援要員を指名しなかったものについても、運用状況報告書を作成し、その理由等について運用責任者を経て総括責任者に報告するものとする。

総括責任者は、速やかに、運用状況報告書により、本職へ報告するものとする。

2 支援要員の解除の報告

実施責任者は、被害者等に対する支援要員の指名を解除したときは、全てシステムに必要事項を登録し、運用状況報告書により、運用責任者を経て総括責任者に報告するものとする。

総括責任者は、速やかに、運用状況報告書により、本職へ報告するものとする。

3 支援要員による再支援の報告

被害者支援活動を終了した後、総括責任者の指揮により再び支援要員による被害者支援活動を再開したときは、システムに必要事項を登録し、新たな運用状況報告書を作成の上、運用責任者を経て総括責任者に報告するものとする。

総括責任者は、速やかに、運用状況報告書により、本職へ報告するものとする。

4 複数の支援要員指名の報告

実施責任者は、複数の支援要員を指名した場合は、必要事項をシステムに登録し、運用状況報告書により、総括責任者に報告するものとする。

5 被害者以外の支援対象者の報告

実施責任者は、対象事件において被害者以外の支援対象者がいる場合は、必要事項をシステムに登録し、運用状況報告書により、総括責任者へ報告するものとする。

6 支援要員の変更の報告

支援要員を変更した場合は、警察署にあっては、対象事件の捜査を主管する係の代理以上の職にある者が、高速道路交通警察隊にあっては、各班の統括係長が必要事項をシステムに登録するものとする。

なお、総括責任者への報告は、システムの登録をもって代えることとする。

7 被害者支援活動実施内容の報告

実施責任者は、全ての支援要員の指名を解除した場合は、全て速やかにシステムへ登録し、この登録をもって総括責任者への報告に代えるものとする。

8 被害者支援活動終結時の報告

総括責任者は、対象事件に対する支援要員を解除したときは、全て運用状況報告書及び被害者支援活動実施表（別記第2号様式）により、本職に報告するものとする。

第8 被害者支援活動の管理

被害者支援室は、システムを利用し、各所属に登録している対象事件を把握するとともに、各対象事件における被害者支援活動が適正に実施されるよう実施状況を常に把握し、各所属に対し、必要な指導を実施すること。

また、総括責任者、運用責任者、実施責任者も同様にシステムを利用し、被害者支援活動が適正に実施されるよう実施状況を常に把握し、支援要員に対し必要な指導を実施すること。

第9 教養訓練等

1 総括責任者は、支援要員の任務が円滑に遂行されるよう必要な教養・訓練を行い、資質の向上を図るとともに、支援要員のメンタルヘルス及び代理受傷の防止に十分配慮すること。

なお、被害者支援を通して指名要員が、メンタル不調に陥った場合には、健康管理スタッフ等と協力・連携して必要な措置を講じること。

2 総括責任者等は、職員に対して、定期又は随時に被害者支援活動に関し、必要な指導及び教養を行うものとする。

3 総括責任者等は、認知した対象事件について、その被害者等が「犯罪被害者等給付金裁定等の事務取扱いに関する訓令の運用解釈について（通達）」（平成26年3月24日付け鹿相第48号）、「犯罪被害者等に対するカウンセリングの実施要領について（通達）」（平成29年10月13日付け鹿相第117号ほか）、「犯罪被害者等に対する診断書等公費負担制度の実施要領について（通達）」（平成29年10月13日付け鹿相第118号ほか）、「性犯罪被害者に対する緊急避妊等に要する経費の支払制度の実施について（通知）」（平成29年10月13日付け鹿相第119号ほか）に規定する支給の対象者となるか否かを確実に検討し、対象者となる場合には、規定に従い適切な措置を講ずるものとする。

別表第1 (第3の1の(1)関係)

身体犯

次に掲げる罪にあたる違法な行為を身体犯という。

- (1) 殺人罪 (刑法 (明治40年法律第45号) 第199条の罪であり, 未遂を含む。)
- (2) 強盗致死傷罪 (刑法第240条の罪であり, 未遂を含む。)
- (3) 強盗・強制性交等罪及び強盗・強制性交等致死罪 (刑法第241条の罪であり, 未遂を含む。)
- (4) 強制性交等罪 (刑法第177条の罪であり, 未遂を含む。)
- (5) 強制わいせつ罪 (刑法第176条の罪であり, 未遂を含む。)
- (6) 準強制わいせつ罪及び準強制性交等罪 (刑法第178条の罪であり, 未遂を含む。)
- (7) 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪 (刑法第179条の罪であり, 未遂を含む。)
- (8) 強制わいせつ等致死傷罪 (刑法第181条の罪)
- (9) 未成年者略取及び誘拐罪 (刑法第224条の罪であり, 未遂を含む。)
- (10) 営利目的等略取及び誘拐罪 (刑法第225条の罪であり, 未遂を含む。)
- (11) 身の代金目的略取及び誘拐罪 (刑法第225条の2の罪であり, 未遂を含む。)
- (12) 所在国外移送目的略取及び誘拐罪 (刑法第226条の罪であり, 未遂を含む。)
- (13) 人身売買罪 (刑法第226条の2の罪であり, 未遂を含む。)
- (14) 逮捕及び監禁罪 (刑法第220条の罪)
- (15) 逮捕等致死傷罪 (刑法第221条の罪)
- (16) 傷害致死罪 (刑法第205条の罪)
- (17) 傷害罪 (刑法第204条の罪) のうち, 被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの
- (18) 前各号の罪以外で, 致死傷を結果とする結果的加重犯において, 致死の結果が生じたもの又は致傷の結果が生じたものうち被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの (交通事故事件に係るものを除く。)

別表第2 (第3の1の(2)関係)

重大な交通事故事件

次に掲げる交通事故事件を重大な交通事故事件という。

- (1) 死亡ひき逃げ事件
車両等の交通により人が死亡した場合において, 道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件
- (2) ひき逃げ事件
車両等の交通により人が傷害を負った場合において, 道路交通法第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件
- (3) 交通死亡事故等
(1)及び(2)のほか, 車両等の交通による人の死亡があった事故及び人が全治3か月以上の傷害を負った事故
- (4) 危険運転致死傷罪等に該当する事件
(1), (2)及び(3)のほか, 危険運転致死傷罪 (自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律 (平成25年法律第86号) 第2条及び第3条), 無免許危険運転致傷罪 (同法第6条第1項) 及び無免許危険運転致死傷罪 (同法第6条第2項) に該当する事件

別記第1号様式

課長 所屬長	室長 副署長等	理事官 刑事官等	主幹 課長等	係長 代理等	主任 係長	係 主任・係	運用責任者

指定被害者支援要員運用状況報告書				所 属				
受 理 年 月 日		年 月 日		管 理 番 号				
事 件 名				適 用 罪 名				
発 生 日 時		年 月 日		時 分 ~		時 分		
発 生 場 所								
被 害 者	住 所							
	氏 名(フリガナ)			()		職 業		
	生 年 月 日		年 月 日 生 () 歳		性 別			
	連 絡 先			(電話番号1)		(電話番号2)		
加 害 者	住 所							
	氏 名(フリガナ)			()		職 業		
	生 年 月 日		年 月 日 生 () 歳		性 別			
	連 絡 先			(電話番号1)		(電話番号2)		
事 件 の 概 要								
被 害 の 程 度								
被害者の手引き		交付日	年 月 日		受 領 者			
カウンセリング説明				情報提供説明				
犯給対象該当項目								
犯給制度説明								
支 援 要 員 運 用 状 況	有	支援開始日	年 月 日	理 由				
		支援終了日	年 月 日	理 由				
	無	非運用 決定日	年 月 日	理 由				

被害者支援要員						
責任者	指名年月日	年	月	日		
	課・係	課	係	階級		氏名
補助者1	指名年月日	年	月	日		
	課・係	課	係	階級		氏名
補助者2	指名年月日	年	月	日		
	課・係	課	係	階級		氏名

被害者以外の支援対象者						
被害者との関係	住 所					
	氏名(フリガナ)	()	職業			
	生年月日	年	月	日生	()歳	性 別
	連絡先	(電話番号1)		(電話番号2)		
	解除年月日	年	月	日	理由	
被害者との関係	住 所					
	氏名(フリガナ)	()	職業			
	生年月日	年	月	日生	()歳	性 別
	連絡先	(電話番号1)		(電話番号2)		
	解除年月日	年	月	日	理由	
被害者との関係	住 所					
	氏名(フリガナ)	()	職業			
	生年月日	年	月	日生	()歳	性 別
	連絡先	(電話番号1)		(電話番号2)		
	解除年月日	年	月	日	理由	
被害者との関係	住 所					
	氏名(フリガナ)	()	職業			
	生年月日	年	月	日生	()歳	性 別
	連絡先	(電話番号1)		(電話番号2)		
	解除年月日	年	月	日	理由	

被害者以外の支援対象者

被害者との関係	住所				
	氏名(フリガナ)	()	職業		
	生年月日	年	月	日生 ()歳	男・女
	連絡先	(電話番号1)		(電話番号2)	
	解除	年	月	日	理由
被害者との関係	住所				
	氏名(フリガナ)	()	職業		
	生年月日	年	月	日生 ()歳	男・女
	連絡先	(電話番号1)		(電話番号2)	
	解除	年	月	日	理由
被害者との関係	住所				
	氏名(フリガナ)	()	職業		
	生年月日	年	月	日生 ()歳	男・女
	連絡先	(電話番号1)		(電話番号2)	
	解除	年	月	日	理由
被害者との関係	住所				
	氏名(フリガナ)	()	職業		
	生年月日	年	月	日生 ()歳	男・女
	連絡先	(電話番号1)		(電話番号2)	
	解除	年	月	日	理由
被害者との関係	住所				
	氏名(フリガナ)	()	職業		
	生年月日	年	月	日生 ()歳	男・女
	連絡先	(電話番号1)		(電話番号2)	
	解除	年	月	日	理由
被害者との関係	住所				
	氏名(フリガナ)	()	職業		
	生年月日	年	月	日生 ()歳	男・女
	連絡先	(電話番号1)		(電話番号2)	
	解除	年	月	日	理由

支援要員（責任者）履歴

1	指名年月日	年	月	日	理 由			
	課・係	課		係	階 級		氏 名	
2	指名年月日	年	月	日	理 由			
	課・係	課		係	階 級		氏 名	
3	指名年月日	年	月	日	理 由			
	課・係	課		係	階 級		氏 名	
4	指名年月日	年	月	日	理 由			
	課・係	課		係	階 級		氏 名	
5	指名年月日	年	月	日	理 由			
	課・係	課		係	階 級		氏 名	
6	指名年月日	年	月	日	理 由			
	課・係	課		係	階 級		氏 名	
7	指名年月日	年	月	日	理 由			
	課・係	課		係	階 級		氏 名	
8	指名年月日	年	月	日	理 由			
	課・係	課		係	階 級		氏 名	
9	指名年月日	年	月	日	理 由			
	課・係	課		係	階 級		氏 名	
10	指名年月日	年	月	日	理 由			
	課・係	課		係	階 級		氏 名	
11	指名年月日	年	月	日	理 由			
	課・係	課		係	階 級		氏 名	
12	指名年月日	年	月	日	理 由			
	課・係	課		係	階 級		氏 名	
13	指名年月日	年	月	日	理 由			
	課・係	課		係	階 級		氏 名	
14	指名年月日	年	月	日	理 由			
	課・係	課		係	階 級		氏 名	
15	指名年月日	年	月	日	理 由			
	課・係	課		係	階 級		氏 名	

支援要員（補助者1）履歴

1	指名年月日	年 月 日	理 由			
	課・係	課 係	階 級		氏 名	
2	指名年月日	年 月 日	理 由			
	課・係	課 係	階 級		氏 名	
3	指名年月日	年 月 日	理 由			
	課・係	課 係	階 級		氏 名	
4	指名年月日	年 月 日	理 由			
	課・係	課 係	階 級		氏 名	
5	指名年月日	年 月 日	理 由			
	課・係	課 係	階 級		氏 名	
6	指名年月日	年 月 日	理 由			
	課・係	課 係	階 級		氏 名	
7	指名年月日	年 月 日	理 由			
	課・係	課 係	階 級		氏 名	
8	指名年月日	年 月 日	理 由			
	課・係	課 係	階 級		氏 名	
9	指名年月日	年 月 日	理 由			
	課・係	課 係	階 級		氏 名	
10	指名年月日	年 月 日	理 由			
	課・係	課 係	階 級		氏 名	
11	指名年月日	年 月 日	理 由			
	課・係	課 係	階 級		氏 名	
12	指名年月日	年 月 日	理 由			
	課・係	課 係	階 級		氏 名	
13	指名年月日	年 月 日	理 由			
	課・係	課 係	階 級		氏 名	
14	指名年月日	年 月 日	理 由			
	課・係	課 係	階 級		氏 名	
15	指名年月日	年 月 日	理 由			
	課・係	課 係	階 級		氏 名	
				解除年月日	年 月 日	

支援要員（補助者2）履歴

1	指名年月日	年 月 日	理 由			
	課・係	課 係	階 級		氏 名	
2	指名年月日	年 月 日	理 由			
	課・係	課 係	階 級		氏 名	
3	指名年月日	年 月 日	理 由			
	課・係	課 係	階 級		氏 名	
4	指名年月日	年 月 日	理 由			
	課・係	課 係	階 級		氏 名	
5	指名年月日	年 月 日	理 由			
	課・係	課 係	階 級		氏 名	
6	指名年月日	年 月 日	理 由			
	課・係	課 係	階 級		氏 名	
7	指名年月日	年 月 日	理 由			
	課・係	課 係	階 級		氏 名	
8	指名年月日	年 月 日	理 由			
	課・係	課 係	階 級		氏 名	
9	指名年月日	年 月 日	理 由			
	課・係	課 係	階 級		氏 名	
10	指名年月日	年 月 日	理 由			
	課・係	課 係	階 級		氏 名	
11	指名年月日	年 月 日	理 由			
	課・係	課 係	階 級		氏 名	
12	指名年月日	年 月 日	理 由			
	課・係	課 係	階 級		氏 名	
13	指名年月日	年 月 日	理 由			
	課・係	課 係	階 級		氏 名	
14	指名年月日	年 月 日	理 由			
	課・係	課 係	階 級		氏 名	
15	指名年月日	年 月 日	理 由			
	課・係	課 係	階 級		氏 名	
				解除年月日	年 月 日	

